

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

令和2年4月1日

株式会社ニッピ

令和2年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号

株式会社ニッピ

代表取締役 河村 桂作

当社は、ニッピコラーゲン工業株式会社との間で、令和2年1月10日付にて締結した吸収合併契約に基づき、令和2年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ニッピコラーゲン工業株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件吸収合併」といいます。)を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和2年4月1日

2. 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。また、吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

3. 反対株主買取請求の手続の経過

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は反対株主の買取請求手続きは行っておりません。吸収合併消滅会社についても、当社の完全子会社であるため株式買取請求手続を行っていません。

4. 債権者異議手続の経過

当社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和2年2月17日付の官報により、かつ、同法第799条第3項の規定に基づき、同法第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同法第939条第1項第3号に掲げる令和2年2月17日付の電子公告の方法により、それぞれ同法第799条第1項第1号に掲げる債権者に対する合併について

ての異議申述公告を行いました。異議申述期間の満了日である令和2年3月17日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

また、吸収合併消滅会社についても、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和2年2月17日付の官報により、かつ、同法第789条第3項の規定に基づき、同法第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同法第939条第1項第3号に掲げる令和2年2月17日付の電子公告の方法により、それぞれ同法第789条第1項第1号に掲げる債権者に対する合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期間の満了日である令和2年3月17日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

5. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。
6. 会社法第782条第1項の規定による吸収合併消滅会社の事前開示書類
別添の通りであります。
7. 本件吸収合併による変更登記をした日
会社法第921条に基づく登記の予定日は、令和2年4月1日です。
8. 前号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以 上